

# まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第29号 平成21年6月15日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課

## 第2期 第1回羽村駅西口土地区画整理審議会を 開催しました！

去る、5月7日（木）に第2期 第1回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催しました。

第1期審議会では、各種基準や取扱方針等の換地設計（案）を作成していくための骨子となる内容等を審議していただきましたが、第2期の審議会では、権利者の皆様にお示しした換地設計（案）の見直しに関する事項などについて、引き続き、事業を適正に執行するための審議を行っていただくこととなります。

### 第29号の主な内容

- 第2期羽村駅西口土地区画整理審議会について（P.2）
- 第2期羽村駅西口土地区画整理審議会委員の皆様について（P.3）
- 審議会委員の守秘義務について（P.3）
- 駅前周辺整備等について（P.4）
- 測量調査等の実施について（P.4）

## 第2期羽村駅西口土地区画整理審議会について

### 第2期 第1回羽村駅西口土地区画整理審議会の審議結果

第2期 第1回羽村駅西口土地区画整理審議会での主な議題は次のとおりです。

- 【開催日】 平成21年5月7日（木）  
【主な議決事項】 会長及び会長代理の選出、議席番号の決定  
【その他】 換地設計の今後の進め方について

土地区画整理審議会委員は、事業を適正に執行するため、下記の事項について審議する役割を持っています。

主な審議事項は次のとおりです。

- ・「同意」を必要とする事項（同意事項）
  - ① 評価員を選任しようとする場合
  - ② 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合
  - ③ 保留地を決定する場合
  - ④ 宅地地積の適正な地積を定める場合
- ・「意見」を必要とする場合（諮問事項）
  - ① 換地計画を作成しようとする場合
  - ② 換地計画を変更しようとする場合
  - ③ 換地計画の縦覧により意見書の提出があった場合の内容審査
  - ④ 仮換地を指定しようとする場合

換地設計（案）については、意見要望等の内容を精査し、見直しを検討しています。

今後、その内容を審議会へ説明したうえで、再度、権利者の皆様に調整後の換地設計（案）をお示ししていくことになります。

#### ～換地設計の見直し状況について～

従前地との位置関係をはじめ、角地の設定や大きさの違う画地の組み合わせと間口確保、宅盤高の検討など、総合的に照応しているかの比較検討を行っています。



## 第2期羽村駅西口土地区画整理審議会委員の皆様について

「まちなみ第28号」で紹介しました第2期土地区画整理審議会委員選挙で当選された8名の委員の方々と、市長が選任する2名の学識経験委員を合わせた合計10名の審議会委員が決定しました。

審議会委員になられた方々は、次のとおりです。

なお、審議会委員の任期は、平成21年3月8日から平成26年3月7日までの5年間です。（学識経験委員の任期は、平成21年4月22日から平成26年4月21日までの5年間）

議席番号	氏名	委員の種別等
1	黒木 中	学識経験委員（会長代理）
2	中野 恒雄	土地所有者委員
3	島田 俊男	〃
4	神屋敷 和子	〃
5	加藤 照夫	〃
6	吉永 功	〃
7	小宮 國暉	〃
8	島谷 晴朗	〃
9	武政 健太郎	借地権者委員
10	高本 正彦	学識経験委員（会長）

## 審議会委員の守秘義務について

土地区画整理審議会委員は、特別職の地方公務員であることから、一般職の職員と異なり、地方公務員法上の「秘密を守る義務」の規定が適用されません。

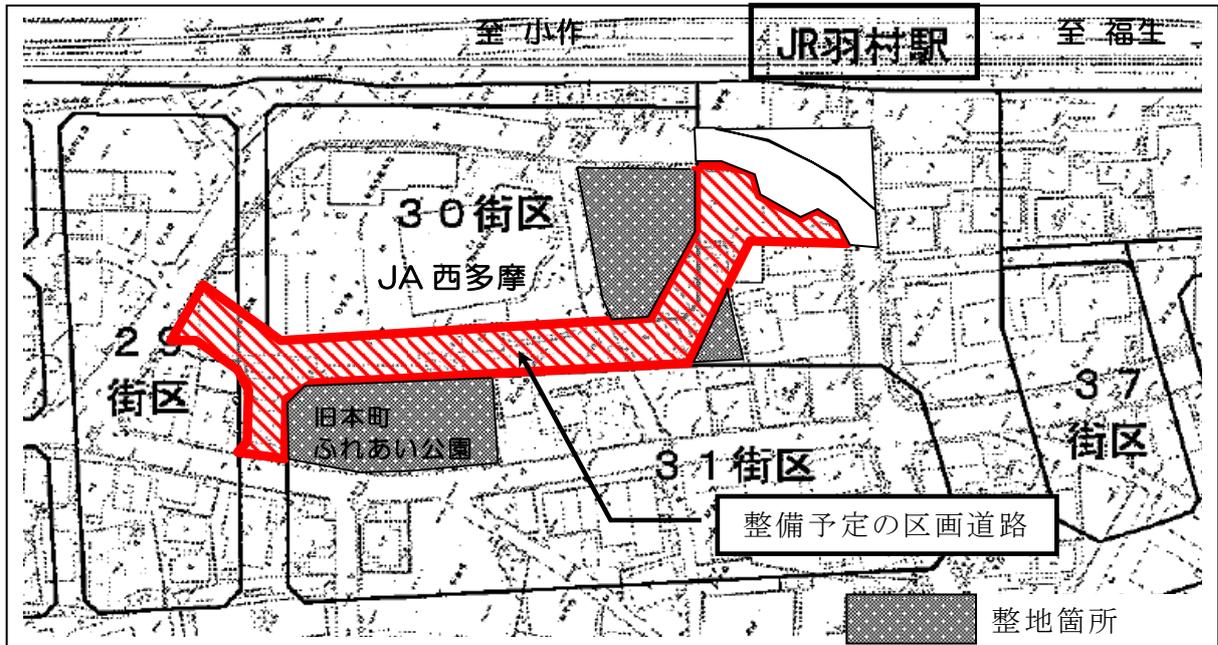
ただし、個人のプライバシーに関わる事項については、守秘義務が適用されます。

このことは、個人の基本的人権を尊重し、個人の権利利益の保護などを目的に設置された「羽村市個人情報保護条例」第3条第2項で「実施機関の職員は、職務上知りえた個人情報に正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」と規定されており、この職員には、各種審議会の委員等も含まれることから守秘義務が適用されるものです。

## 駅前周辺整備等について

羽村駅西口駅前につきましては、まちなみ第23号でお知らせしましたとおり、羽村駅西口を利用する方々の安全を確保するとともに、利便の向上を図るため、関係権利者のご理解とご協力を得て、順次、整備を進めてまいりました。

今年度も、引き続き、区画道路の整備を進めていきますので、よろしくお願いいたします。なお、工事時期等は、別途、お知らせしてまいります。



## 測量調査等の実施について

現在、換地設計（案）の見直し作業の一つとして、宅盤高等を詳細に検討していくため、道路等の測量調査を進めております。

基本的には、道路の高さ等を測量いたしますが、地形等の変化を把握するうえで、権利者の皆様の敷地内に立ち入る場合は、その旨を事前にご通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

【測量調査期間】 平成21年6月から平成21年9月頃まで

【測量業者】 パシフィックコンサルタンツ株式会社

お問い合わせはこちらへ

### ○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1-29-35

TEL(042)570-7474

※ 祝日は、閉所します。

### ○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【所在地】羽村市羽東1-14-1

TEL(042)554-9026

※ 祝日は、閉所します。